

(通知)

平成 23 年 5 月 30 日

関 係 各 位

日本ライフセービング協会

競技クラフト器材(サーフスキー)の車輛運搬について

平素より日本ライフセービング協会の事業にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、競技クラフト器材(サーフスキー)の車輛運搬法について、以下の点について再点検いただき、対応方について関係者へご指導下さるよう宜しくお願い申し上げます。

■サーフスキーの乗用車積載は道路交通法違反です。

現在、ライフセーバーの競技クラフト器材であるサーフスキー(全長約 5.8m)の乗用車での運搬は、道路交通法第 57 条(積載の制限)の施行令第 22 条(積載器材のはみ出し部分を、車体の長さの 1/10 以下に収めなければならない)に違反しております。サーフスキーを運搬する車両は、全長が約 5.3m 以上なければ認められないこととなります。乗用車のほとんどは全長約 4.5m 位なので、大半が違反になります。また、よく赤い旗を積載器材の前後につけば良いということをお聞きしますが、それだけでは違反になりますのでご注意ください。

■警察署へ制限外積載許可申請をする。

サーフスキーの運搬方法について、警察署に確認致しましたところ制限外積載の許可申請書(別添東京都見本)を 2 部作成し、運行前に出発地の警察署長の許可をもらえば運搬は可能です。運行毎に申請手続きをとらなければなりません、最寄の警察署で予めご確認の上、許可申請を行って下さい。(都道府県によって若干書式体裁が異なる場合がございますのでご注意ください)。

(制限外積載申請書 警察見本)

■クラブ拠点からトラックで運送する。

サーフスキーを安全に確実に運搬するために地元のトラック運送会社へ依頼してみてもいかがでしょうか。近年、日本協会の事業においても器材等はトラック運送会社へ依頼し、スタッフは身体だけ公共交通で移動致します。プロに任せることによって、費用は多少かかるとは思いますが(例: 神奈川→南紀白浜 4t チャータートラック片道 7 万 5 千円程度)、器材はもちろんのこと、結果、選手も安全かつ確実に移動できることとなります。

以上のことから、選手を交通事故から守るために、ご理解ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

日本ライフセービング協会
東京都港区浜松町 2-1-18 〒105-0013
TEL 03-3459-1445 FAX 03-3459-1446

別記様式第四

**制限外積載
設備外積載
荷台乗車** 許 可 申 請 書

警察署長殿 年 月 日

住所 申請者 氏名 印

申請者の免許の種類	免許証番号			
車両の種類	番号欄に表示されている番号			
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名				
制限を超える大きさ	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所	荷台に乗せる人員			
運転の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路			
第 号	制 限 外 許 可 証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日 警察署長 印				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。